

令和5年第9回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和5年9月26日(火)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時43分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	欠		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢 那 瀬 信 一 郎	出
10	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職員

局長 黒瀬秀明
 次長 鈴木秀幸
 書記 青木智史
 書記 権田貴大

<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和5年第9回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、福島隆志委員から欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和5年第9回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第64号から議案第68号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第69号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第70号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。</p> <p>日程第5、議案第71号から議案第73号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第6、議案第74号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員から「なし」の声)</p> <p>それでは、吉田信雄委員と中島広文委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第64号から議案第68号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、わたくし、室岡が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>これより議事進行を戸屋政春副会長にお願いいたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(会長退席)・(戸屋副会長が会長席へ)</p>
<p>副会長</p>	<p>再開します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第64号及び議案第65号については、関連がありますので、説明は一括でお願いしたいと思いますが、ご異議はございませんか。</p> <p>(委員から「異議なし」の声)</p>
<p>副会長</p>	<p>よろしいですか。それでは、議案第64号及び議案第65号について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは、議案第64号、65号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。</p> <p>申請内容は、議案書のとおりです。本申請の申請者は、お二方とも、以前から本申請地の</p>

	<p>周辺で農業を営んでおりましたが、互いの農地が入り組む形となっており、農業経営の効率化を図るため、交換の申請に至ったとのこと。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号、全部効率利用、第4号、農作業常時従事、第6号、地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p>副会長 この件について、地元委員のご意見を伺います。</p> <p>柴崎推進委員 柴崎推進委員。</p> <p>柴崎推進委員 20日の夕方、現地確認を行いました。この議案につきましては、申請人双方の土地を交換するというございます。</p> <p>以前から、農地が入り組んでおり使い勝手が悪いということで交換をすれば、農業効率化が上がるということをご二方で話しておられたということ。</p> <p>現地確認の際に、〇〇さんの自宅に伺いまして、ご夫婦にお話を伺いましたが、事務局の説明のとおりでした。</p> <p>〇〇さんとの関係も親戚関係ということで、話し合いをした結果が申請した理由とのこと。</p> <p>副会長 同じ農地の交換ということで問題はないと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>副会長 他にご意見はございますか。</p> <p>副会長 (委員から「なし」の声)</p> <p>副会長 それでは順に採決いたします。</p> <p>副会長 議案第64号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>副会長 (全員挙手)</p> <p>副会長 全員賛成ですので、議案第64号については、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に議案第65号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>副会長 (全員挙手)</p> <p>副会長 全員賛成ですので、議案第65号は原案のとおり許可することと決定いたします。</p> <p>本議案の審議が終了しましたので、室岡会長に復席をお願いし、議事進行の任を戻させていただきます。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(戸屋副会長が自席へ)・(会長復席)</p> <p>議長 再開します。</p> <p>事務局 次に議案第66号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 それでは、議案第66号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>譲受人は、本申請地の北側にある自宅で、義理の両親と暮らしておりますが、譲渡人の意向で、譲受人に対して、全ての土地・家屋を生前贈与するため、本申請に至ったとのこと。</p> <p>なお、先月ご審議いただいた是正の申請につきましては、今月15日に許可済みです。</p> <p>譲受人は、現在も申請地を耕作しており、露地野菜栽培を行っております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号、全部効率利用、第4号、農作業常時従事、第6号、地域調和、全てにつきまして、農地法上</p>
--	--

	<p>の許可要件は問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p> <p>戸屋委員。</p>
戸屋委員	<p>これは、先月の申請にあったものと関連しており、今回は親から子へ経営移譲するという申請になるそうです。</p> <p>問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 66 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 66 号は原案のとおり、許可相当として県に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に議案第 67 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 67 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>譲受人は、現在、植木の生育・販売を行っており、経営規模の拡大を考えていたところ、譲渡人が自作地の縮小を考えていることがわかり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号、全部効率利用、第 4 号、農作業常時従事、第 6 号、地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p> <p>中島英樹委員。</p>
中島英樹委員	<p>先日、日曜日に担当地区委員の 3 名で現地調査を行いました。問題ないものと思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 67 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第 67 号は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>次に議案第 68 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 68 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>譲受人は、現在、申請地の北側で会社を経営しており、住居も事業所敷地にありますが、申請地が荒れており、事業地等に草が伸び、蛇などのすみかにもなっていることから、自身であれば、職場も近く管理が出来ると考え、申請に至ったとのことです。</p> <p>譲受人は、現在耕作は行っておりませんが、従業員に農業経験者があり、そのものの指導を受けながら露地野菜の栽培を行う予定で、出荷も目指しているとのことです。</p>

	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号、全部効率利用、第4号、農作業常時従事、第6号、地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p>
中島英樹委員	<p>中島英樹委員。</p> <p>先日の日曜日に、担当地区の委員3名で現地調査を行い、問題ないと思われしますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第68号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第68号は原案のとおり、許可することとして決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第69号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第69号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書2ページ、議案第69号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請人は現在、金尾小林にある居宅に夫婦で暮らしながら、その居宅を拠点にみかん園を営んでおりますが、自らの将来を考え、夫婦ともに高齢になり、小林での生活に不安を感じてきたため、山のふもとにある比較的交通便利の良い自身の土地に住宅を建てて生活していきたいと思い、申請に至ったとのこと。</p>
	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第4条第6項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p>
石附委員	<p>石附委員。</p> <p>9月21日に坂本推進委員と現地調査を行いました。今の説明に付け加えることとなりますが、本人がちょうど一年前に入院し、この度退院されたということをきっかけに将来が不安に感じたことがきっかけだということ。</p> <p>安全上の問題もあり、緊急性があるとのことをご伺いましたのでご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第69号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 69 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。続きまして、日程第 4、議案第 70 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第 70 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書の 3 ページ、議案 70 号について御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動や権利設定の許可を得ている事業計画の、変更の承認を求めるものです。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請人は町内で不動産業を営む法人です。</p> <p>本議案は申請人が建売住宅を建てるべく、令和 4 年 7 月総会で御審議を頂き、同年 8 月に許可を取得、その後、申請地の面積を縮小するため、令和 4 年 12 月総会で一度、計画変更の御審議を頂き、令和 5 年 2 月に承認を受けたものです。</p> <p>その後、建売住宅の計画を進めていたところ、個人客から土地の購入希望があり、事業計画を「建売住宅」から「宅地分譲」へ変更することとなったものです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地となり、原則として許可となるもので、先ほど申し上げましたとおり、都市計画法の用途地域内にある土地ですので、「宅地分譲」は可能となるものです。</p>
議長	<p>説明は、以上です。</p> <p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p>
栗原推進委員	<p>栗原推進委員。</p> <p>23 日に吉田委員と現地確認を行いました。建売住宅の 1 棟から変更になったということで、一棟建っております。確認をしましたら、当初は、建売を建築して売ろうとしていたようですが、お客さんの要望があったそうでして、事務局に確認したところ、手続きが必要になるとのことでしたのでこの度の申請に切り替えたとのことでした。</p>
議長	<p>ご審議をお願いいたします。</p> <p>他にご意見はございませんか。</p>
新井委員	<p>新井委員。</p> <p>この土地の南側の土地についても過去何回か申請があがっていますが、関係性はあるでしょうか。</p>
事務局	<p>新井委員のご質問に回答いたします。</p> <p>南側の土地については、この度の計画者とは異なる、個人の方々がそれぞれ申請している案件でございます。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 70 号について、原案のとおり計画変更を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 70 号は原案のとおり承認することとして知事に意見を送付します。</p>

	<p>続きまして、日程第 5、議案第 71 号から議案第 73 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議案といたします。</p> <p>それでは議案第 71 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書の 4 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 71 号について御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>譲受人は現在、他市の借家に家族で居住しておりますが、夫婦お互いの実家の中間地点となる本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
事務局	<p>この件について、地元の委員のご意見を伺います。</p> <p>吉田委員。</p>
吉田委員	<p>23 日に現地調査と譲渡人に面談を行いました。現地周辺は住宅に囲まれており、現況地目が田とのことで若干の草の繁茂がありましたが、周辺農地への影響もなく、特段問題ないものと思われますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 71 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 71 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 72 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案第 72 号について、御説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>本議案では、申請地の状況を詳しく把握して頂いて審議して頂く必要があると考え、本日、航空写真を使った資料を机上配布いたしましたので、併せて御覧ください。</p> <p>本議案の土地は、土地全体としては、赤い点線で囲った部分と推測され、登記地目は「山林」です。しかしながら、土地の中央付近の比較的平らな場所を農地として利用していたことから、現況地目は「畑」となっております。</p> <p>本件申請部分は分筆されておりませんので、推測となりますが、この畑として利用していた辺り、航空写真資料の水色の点線で囲った部分で太陽光発電事業を行うという農地転用申請となっております。</p> <p>譲受人は、兵庫県に所在する、主に太陽光発電事業を営む法人です。</p> <p>申請地を選定した理由は、周囲に住宅や農地などが少なく、パネルの設置による影響が少ないこと、また、十分な発電量を確保できるなど、事業地として適していると考えたため</p>

	<p>あるとのことです。</p> <p>本申請の計画では、一部分、2,960 m²を転用するものとして申請されております。</p> <p>本申請では、先ほど申し上げましたとおり、申請地が分筆されていないうえ、申請地の範囲や申請面積の根拠を示す測量図面、また、申請地の位置が特定できる図面等の法定書類が添付されておらず、現地にも境界杭等の表示がないため、申請地の範囲が特定できませんので、特に農地法の求める「被害防除の妥当性」を判断することができず、最終的な許可・不許可の審査ができないものと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員のご意見を伺います。</p>
戸屋委員	<p>戸屋委員。</p> <p>現地について、篠をかき分け確認してまいりました。道なき道を進むと現地に到着しまして、たしかにきれいになっていました。</p> <p>ただ、申請地がどこなのかがまったく分からず、杭等も確認できず、これだけ広い土地でどの場所に設置されるのか判断できませんでした。</p> <p>皆様のご意見を頂きながらご審議頂ければと存じます。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>
新井委員	<p>新井委員。</p> <p>太陽光条例が施行されますが、本件の取り扱いはガイドラインとなるのか条例はどうなのでしょうか。</p>
事務局	<p>新井委員のご質問に回答いたします。</p> <p>担当課に確認しましたが経過措置により適用となる条文もあるとのことで、申し訳ございませんが、この場では明確なお答えができません。</p>
議長	<p>他にごございますか。</p>
柴崎推進委員	<p>柴崎推進委員。</p> <p>登記地目は山林ということですが、現況が農地とのことで、農業委員会として農地として扱っているということでしょうか。</p>
事務局	<p>柴崎推進委員のご質問に回答いたします。</p> <p>机上に配布した資料を参照頂きますと、土地の周囲は主に山林になっていまして、戸屋委員からご報告頂きましたとおり、篠をかき分けて進んでいくと、航空写真のような切り開けた農地となっている部分がございます。</p> <p>農業委員会としては、ご説明で申し上げましたとおり、登記地目は山林でございますが、農地台帳上は過去から畑として見ております。事務局でも過去の航空写真等を確認しておりますが、昔から農地として利用していたようでございます。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>
清水推進委員	<p>清水推進委員。</p> <p>転用の区域が確定していないもの、つまり書類不備のものを受け付けるのは、事務局の不備ではないですか。申請された時点でどのような指導をされたのでしょうか。</p> <p>また、兵庫にある法人のようですが、埼玉県で事業展開されているのか、以上2点を説明してください。</p>
事務局	<p>清水推進委員のご質問に回答いたします。</p> <p>1点目についてですが、このような状況でしたので、不足書類の提出が出来ないようであれ</p>

	<p>ば、取り下げるよう指導を幾度もしております。</p> <p>しかし、同様の事案について埼玉県内の判例がありまして、書類不備ということをもって、申請を不受理とすることはできないということでございます。</p> <p>以上の事由もありまして、現地は申請範囲の表示もなく、申請地が特定できる図面等も添付されていないことから、審査が行えないことを指導してもなお、取り下げないとのことで、この度の議案としてご審議いただくこととなりました。</p> <p>2点目については、正確な事業地についてはこの場で即答が難しいですが、県内でも設備の稼働実績はあるとのことと伺っておりますが、寄居町では本議案の申請地が初めてとなる計画とのことです。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
柴崎推進委員	<p>柴崎推進委員。</p>
事務局	<p>このような状況ですが、許可権者の県はどのような見解で指導を行ってきたのでしょうか。</p> <p>柴崎推進委員の御質問に回答いたします。</p> <p>先程申し上げましたとおり、不確定の場合でも申請を受け取らなくてはならないわけですが、前段となりますが、こうした不確定なものを皆さまにご審議いただくことも適当ではないと思いますので、県も同一の見解として情報共有をしながら、取り下げの指導等を行ってきた次第です。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>
新井委員	<p>新井委員。</p>
事務局	<p>配布された資料では申請地の位置や進入路が図示されていますが、これは根拠などがあつてのものなのでしょうか。</p> <p>新井委員の御質問に回答いたします。</p> <p>申請書類におおよその位置を示す図面は添付されております。その図面では配布した資料のとおり、〇〇の位置から進入するとして図示されております。</p> <p>ただ、位置が特定できる図面ではなく、現地に位置が示されているものでもありません。</p>
議長	<p>戸屋委員。</p>
戸屋委員	<p>様々な意見ありがとうございます。7,000㎡の土地のうち、2,900㎡をとということのみで、場所も不確かでは地元としても、範囲が不明確なものに判断をすることはできないと考えています。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。採決をしたいと思いますが、事務局の説明、委員からのご意見を踏まえ、議案の審議自体ができないため、審査不能ということになると思われませんが、ご異議はございませんか。</p> <p>(委員全員から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしですので、議案第72号は審査不能として知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第73号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>譲受人は他市に住所があり、主に小売業を営む法人ですが、申請地の近隣に譲受人の物流センターや工場があり、そこで技能実習を行う実習生の居住環境を整備したいと考え、検討していたところ、センターや工場に近接した本議案の申請地を借り受けられることとなり、</p>

	<p>申請に至ったとのことことです。</p> <p>なお、町教育委員会から、9月上旬に埋蔵文化財試掘調査を実施するとの連絡があり、急きょ、地元委員、推進委員の皆さまに郵送で情報提供いたしました。試掘調査の結果、文化財は出なかったとのことですので、御報告申し上げます。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員はご意見をお願いします。</p> <p>矢那瀬推進委員。</p>
矢那瀬推進委員	<p>先週の日曜日に地元委員の3名で現地調査を行って来ました。事務局の説明のとおり、問題ないと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第73号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第73号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第6、議案第74号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたしますが、戸屋政春委員が申請人になっていきますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(戸屋委員退席)</p>
議長 事務局	<p>それでは、議案第74号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定が必要となるため、ご審議いただくものです。</p> <p>それでは、議案第74号につきまして、説明いたします。</p> <p>今回の計画は全7筆で、合計面積が9,302㎡です。</p> <p>農地の内訳につきましては、議案書の右下のとおりです。</p> <p>今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>説明は以上です。</p> <p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第74号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第74号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。</p> <p>議案審議が終了しましたので、戸屋委員は復席をお願いします。</p> <p>(戸屋委員復席)</p>

議長

以上で全ての議案審議が終了しました。
委員さんから、何かありましたらお願いいたします。
(委員から「なし」の声)

議長
事務局長

事務局から何かありますか。
事務局から1点、ご連絡いたします。
次回の総会ですが、総会に先立ち農業振興地域促進協議会が行われます。
10月25日、水曜日の午後1時30分から促進協議会、促進協議会終了後に引き続き、総会
でお願いいたします。

総会の開始時刻は、促進協議会の議案数により、決定したいと存じますので、開催通知に
て、お知らせいたします。

繰り返し申し上げます。

10月25日、水曜日の午後1時30分から促進協議会、促進協議会終了後に引き続き、総会
でお願いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

議長
事務局長

それでは他に無いようですので、令和5年第9回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

吉田 信雄 委員 中島 広文 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年9月26日

議 長

室岡重雄

委 員

中島広文

委 員

吉田信雄